教育公報　号　　外
平成22年11月30日発行

教　育　公　報

三 重 県 教 育 委 員 会

目　　　　　次

お知らせ　○　平成22年改正給与条例附則第２項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替に関する規則 ……………… 福利・給与室　1頁
○　平成22年12月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則 …………………………………………………………… 福利・給与室　2頁
○　公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則 …………………………………………………………… 福利・給与室　4頁
○　公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 …………………………………………………………… 福利・給与室　5頁
○　公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 …………………………………………………………… 福利・給与室　5頁
○　平成18年改正給与条例附則第７項から第９項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 …………………………… 福利・給与室　13頁

お　知　ら　せ

平成22年11月30日付け三重県公報号外に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　　　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第七号

平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

第一条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年三重県条例第六十一号）第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（次の表において「新給料月額」という。）は、その者の施行日の前日における給料月額（次の表において「旧給料月額」という。）に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
976,000	973,000
1,100,000	1,097,000

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成二十二年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　　　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第八号

平成二十二年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則

（調整対象職員となった者の改正給与条例附則第三項第１号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第１条　公立学校職員の給与に関する条例等の１部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号。以下「改正給与条例」という。）附則第三項第１号の規則で定めるものは、平成二十二年四月１日から同年十二月１日（同月に支給する期末手当について改正給与条例第１条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二十三条第１項後段又は第三十条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（給与条例第二十九条に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一　職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の適用を受ける職員

二　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第１号）の適用を受ける職員

三　県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）の適用を受ける職員

四　企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の適用を受ける職員

五　病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）の適用を受ける職員

六　三重県教育委員会教育長

七　特別職に属する県職員

八　国家公務員、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）の職員、他の地方公共団体の職員又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員

九　公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次条第１項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第十二条第１号に規定する退職派遣者

2　改正給与条例附則第三項第１号の規則で定める日は、平成二十二年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における調整対象職員（改正給与条例附則第三項第１号に規定する調整対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正給与条例附則第三項第１号の月数の算定）

第二条　改正給与条例附則第三項第１号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一　職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成二十二年四月１日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第１項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、前条第１項第１号から第五号までに掲げる者その他三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議してこれらに掲げる者に準ずると認めるもの

（以下「一般職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち一般職員等として勤務した期間（以下この条において「特定一般職員等期間」という。）を除く。）

二　大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、長期自己研修期間（職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）第二条第一号の規定により休職にされていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）第二条第一項又は公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び第四号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。）、福利厚生等休暇期間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号。第四号において「勤務時間条例」という。）第十七条第一号に規定する福利厚生等休暇を与えられていた期間をいう。）又は特定一般職員等期間におけるこれらに相当する期間その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める期間

三　停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

四　給与条例第二十七条第二項、育児休業法第十九条第二項若しくは勤務時間条例第十六条第三項若しくは第十七条の二第三項の規定により給与を減額された期間、勤務をしなかったことにより給与を減額された期間又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める期間

五　前号に掲げる期間以外の期間であって、給与条例第二十七条第一項の規定により給与を減額された期間又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

六　調整対象職員以外の職員であった期間又は特定一般職員等期間におけるこれに相当する期間

2　改正給与条例附則第三項第一号の規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一　前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二　前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額（特定一般職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正給与条例附則第三項第一号に規定する合計額に百分の〇・三四を乗じて得た額（第五条において「附則第三項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（改正給与条例附則第三項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第三条　改正給与条例附則第三項第二号の規則で定める者は、平成二十二年六月一日において調整対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第一条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（一般職員等であった者から引き続き新たに職員となった者についての特例）

第四条　改正給与条例附則第四項及び同項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第三項の規則で定める者は、一般職員等とする。

2　改正給与条例附則第四項の規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

3　改正給与条例附則第四項の規定により読み替えて適用する改正給与条例附則第三項の権衡を考慮して規則で定める額は、一般職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、一般職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。ただし、これにより難い場合にあっては、他の職員との均衡を考慮して県委員会が人事委員会と協議して特に認める額とする。

（端数計算）

第五条　附則第三項第一号基礎額又は改正給与条例附則第三項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第六条　この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し

必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　　　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第九号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部改正）

第一条　公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「一・五」を「一・二五」に改める。

第十七条の三中「第二十八条」の下に「（条例附則第十四項において同じ。）」を加える。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（公立学校職員日直宿直手当支給規則等の廃止）」を付する。

附則に次の四項を加える。

（五十五歳を超える職員の管理職手当等に関する特例措置）

3　当分の間、条例附則第十二項に規定する特定職員（以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する管理職手当の月額は、第十三条の三の規定にかかわらず、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同条の規定による管理職手当の月額に百分の九十八・五を乗じて得た額とする。

4　当分の間、特定職員に対する第十六条の規定による定時制通信教育手当の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、同条の規定による定時制通信教育手当の額から当該手当の額に百分の一・五を乗じて得た額（条例附則第十二項に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同項に規定する給料月額減額基礎額に対する定時制通信教育手当の額）に相当する額を減ずる。

5　条例附則第十三項に規定する規則で定める事項は、県委員会が人事委員会と協議して別に定める。

6　附則第三項及び第四項に規定するもののほか、附則第三項及び第四項の規定の実施に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

別表第一中「九、〇〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一一、八〇〇円」を「一一、七〇〇円」に改める。

（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「）の月額」の下に「（条例附則第十二項に規定する特定職員（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、附則第三項の規定を適用しない額とする。）」を加え、「当該手当の月額のほか、当該手当の月額」を「新規則第十三条の三の規定による手当の月額のほか、当該手当の月額（特定職員にあっては、附則第三項の規定を適用しない額とする。）」に改め、「相当する額」の下に「（特定職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加える。

附則第三項第一号中「月額」の下に「（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二

十二年三重県条例第五十五号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同条例附則第三項第１号に規定する調整対象職員（以下「調整対象職員」という。）である者にあっては、当該手当の月額に百分の九十九・六六を乗じて得た額）」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「月額」の下に「（基準日において調整対象職員である者にあっては、当該手当の月額に百分の九十九・六六を乗じて得た額）」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる手当の月額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附則に次の１項を加える。

４　附則第二項に規定するもののほか、同項の規定の実施に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附　則

１　この規則は、平成二十二年十二月１日から施行する。ただし、第１条中公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則第１条の三第二項の改正規定は、平成二十三年１月１日から施行する。

２　平成二十二年四月１日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則附則第三項及び第四項の規定の適用については、附則第三項及び第四項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月１日」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月１日後」とあるのは「同日後」とする。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第十号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第１条　公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第１号中「百分の百四十」を「百分の百三十」に改める。

第二条　公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十三条第１号中「百分の百三十」を「百分の百三十五」に改め、同条第二号中「百分の六十」を「百分の六十五」に改める。

附　則

この規則中第１条の規定は平成二十二年十二月１日から、第二条の規定は平成二十三年四月１日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第十一号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	4,200	6,800
	5	2,000	2,300	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	5,200	7,500
	25	2,600	2,900	5,400	7,600
	26	2,600	2,900	5,400	7,600
	27	2,600	2,900	5,400	7,600
	28	2,600	2,900	5,400	7,600
	29	2,700	3,000	5,500	7,700
	30	2,700	3,000	5,500	7,700
	31	2,700	3,000	5,500	7,700
	32	2,700	3,000	5,500	7,700
	33	2,800	3,200	5,700	7,900
	34	2,800	3,200	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,900	8,000
	38	2,900	3,300	5,900	8,000
	39	2,900	3,300	5,900	8,000
	40	2,900	3,300	5,900	8,000

	41	3,100	3,500	6,000	8,000
	42	3,100	3,500	6,000	8,000
	43	3,100	3,500	6,000	8,000
	44	3,100	3,500	6,000	8,000
	45	3,200	3,700	6,100	8,000
	46	3,200	3,700	6,100	
	47	3,200	3,700	6,100	
	48	3,200	3,700	6,100	
	49	3,300	3,800	6,300	
	50	3,300	3,800	6,300	
	51	3,300	3,800	6,300	
	52	3,300	3,800	6,300	
	53	3,400	4,100	6,400	
	54	3,400	4,100	6,400	
	55	3,400	4,100	6,400	
	56	3,400	4,100	6,400	
	57	3,500	4,300	6,600	
	58	3,500	4,300	6,600	
	59	3,500	4,300	6,600	
	60	3,500	4,300	6,600	
	61	3,600	4,500	6,800	
	62	3,600	4,500	6,800	
	63	3,600	4,500	6,800	
	64	3,600	4,500	6,800	
	65	3,700	4,800	6,900	
	66	3,700	4,800	6,900	
	67	3,700	4,800	6,900	
	68	3,700	4,800	6,900	
	69	3,800	4,900	7,000	
	70	3,800	4,900	7,000	
	71	3,800	4,900	7,000	
	72	3,800	4,900	7,000	
	73	3,900	5,100	7,100	
	74	3,900	5,100	7,100	
	75	3,900	5,100	7,100	
	76	3,900	5,100	7,100	
	77	4,000	5,300	7,200	
	78	4,000	5,300	7,200	
	79	4,000	5,300	7,200	
	80	4,000	5,300	7,200	
	81	4,100	5,400	7,300	
	82	4,100	5,400	7,300	
	83	4,100	5,400	7,300	
	84	4,100	5,400	7,300	

	85	4,100	5,500	7,400		
	86	4,100	5,500	7,400		
	87	4,100	5,500	7,400		
	88	4,100	5,500	7,400		
	89	4,200	5,600	7,500		
	90	4,200	5,600	7,500		
	91	4,200	5,600	7,500		
	92	4,200	5,600	7,500		
	93	4,300	5,800	7,500		
	94	4,300	5,800	7,500		
	95	4,300	5,800	7,500		
	96	4,300	5,800	7,500		
	97	4,400	5,900	7,600		
	98	4,400	5,900	7,600		
	99	4,400	5,900	7,600		
	100	4,400	5,900	7,600		
	101	4,400	6,100	7,700		
	102	4,400	6,100			
	103	4,400	6,100			
	104	4,400	6,100			
	105	4,500	6,200			
	106	4,500	6,200			
	107	4,500	6,200			
	108	4,500	6,200			
	109	4,500	6,300			
	110	4,500	6,300			
	111	4,500	6,300			
	112	4,500	6,300			
	113	4,600	6,400			
	114	4,600	6,400			
	115	4,600	6,400			
	116	4,600	6,400			
	117	4,700	6,500			
	118	4,700	6,500			
	119	4,700	6,500			
	120	4,700	6,500			
	121	4,700	6,600			
	122	4,700	6,600			
	123	4,700	6,600			
	124	4,700	6,600			
	125	4,800	6,700			
	126		6,700			
	127		6,700			
	128		6,700			

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級
	129		6,800		
	130		6,800		
	131		6,800		
	132		6,800		
	133		6,900		
	134		6,900		
	135		6,900		
	136		6,900		
	137		6,900		
	138		6,900		
	139		6,900		
	140		6,900		
	141		6,900		
	142		6,900		
	143		6,900		
	144		6,900		
	145		7,000		
	146		7,000		
	147		7,000		
	148		7,000		
	149		7,100		
	150		7,100		
	151		7,100		
	152		7,100		
	153		7,100		
	154		7,100		
	155		7,100		
	156		7,100		
	157		7,200		
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

別表第二（第三条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級／号給	1　級	2　級	3　級	4　級
		円	円	円	円
	1	2,000	2,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	5,200	6,900

再任用職員以外の職員	8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	5,900	7,500
	24	2,400	3,200	5,900	7,500
	25	2,600	3,300	6,000	7,600
	26	2,600	3,300	6,000	7,600
	27	2,600	3,300	6,000	7,600
	28	2,600	3,300	6,000	7,600
	29	2,700	3,500	6,100	7,700
	30	2,700	3,500	6,100	7,700
	31	2,700	3,500	6,100	7,700
	32	2,700	3,500	6,100	7,700
	33	2,800	3,700	6,300	7,900
	34	2,800	3,700	6,300	7,900
	35	2,800	3,700	6,300	7,900
	36	2,800	3,700	6,300	7,900
	37	2,900	3,800	6,400	8,000
	38	2,900	3,800	6,400	8,000
	39	2,900	3,800	6,400	8,000
	40	2,900	3,800	6,400	8,000
	41	3,100	4,100	6,600	8,000
	42	3,100	4,100	6,600	8,000
	43	3,100	4,100	6,600	8,000
	44	3,100	4,100	6,600	8,000
	45	3,200	4,300	6,800	8,000
	46	3,200	4,300	6,800	
	47	3,200	4,300	6,800	
	48	3,200	4,300	6,800	
	49	3,300	4,500	6,900	
	50	3,300	4,500	6,900	
	51	3,300	4,500	6,900	

	52	3,300	4,500	6,900	
	53	3,400	4,800	7,000	
	54	3,400	4,800	7,000	
	55	3,400	4,800	7,000	
	56	3,400	4,800	7,000	
	57	3,500	4,900	7,100	
	58	3,500	4,900	7,100	
	59	3,500	4,900	7,100	
	60	3,500	4,900	7,100	
	61	3,600	5,100	7,200	
	62	3,600	5,100	7,200	
	63	3,600	5,100	7,200	
	64	3,600	5,100	7,200	
	65	3,700	5,300	7,300	
	66	3,700	5,300	7,300	
	67	3,700	5,300	7,300	
	68	3,700	5,300	7,300	
	69	3,800	5,400	7,400	
	70	3,800	5,400	7,400	
	71	3,800	5,400	7,400	
	72	3,800	5,400	7,400	
	73	3,900	5,500	7,500	
	74	3,900	5,500	7,500	
	75	3,900	5,500	7,500	
	76	3,900	5,500	7,500	
	77	4,000	5,600	7,500	
	78	4,000	5,600	7,500	
	79	4,000	5,600	7,500	
	80	4,000	5,600	7,500	
	81	4,100	5,800	7,600	
	82	4,100	5,800	7,600	
	83	4,100	5,800	7,600	
	84	4,100	5,800	7,600	
	85	4,100	5,900	7,700	
	86	4,100	5,900		
	87	4,100	5,900		
	88	4,100	5,900		
	89	4,200	6,100		
	90	4,200	6,100		
	91	4,200	6,100		
	92	4,200	6,100		
	93	4,300	6,200		
	94	4,300	6,200		
	95	4,300	6,200		

	96	4,300	6,200		
	97	4,400	6,300		
	98	4,400	6,300		
	99	4,400	6,300		
	100	4,400	6,300		
	101	4,400	6,400		
	102	4,400	6,400		
	103	4,400	6,400		
	104	4,400	6,400		
	105	4,500	6,500		
	106	4,500	6,500		
	107	4,500	6,500		
	108	4,500	6,500		
	109	4,500	6,600		
	110	4,500	6,600		
	111	4,500	6,600		
	112	4,500	6,600		
	113	4,600	6,700		
	114	4,600	6,700		
	115	4,600	6,700		
	116	4,600	6,700		
	117	4,700	6,800		
	118	4,700	6,800		
	119	4,700	6,800		
	120	4,700	6,800		
	121	4,700	6,900		
	122	4,700	6,900		
	123	4,700	6,900		
	124	4,700	6,900		
	125	4,800	6,900		
	126	4,800	6,900		
	127	4,800	6,900		
	128	4,800	6,900		
	129	4,900	6,900		
	130	4,900	6,900		
	131	4,900	6,900		
	132	4,900	6,900		
	133	4,900	7,000		
	134	4,900	7,000		
	135	4,900	7,000		
	136	4,900	7,000		
	137	4,900	7,100		
	138	4,900	7,100		
	139	4,900	7,100		

	140	4,900	7,100		
	141	5,000	7,100		
	142	5,000	7,100		
	143	5,000	7,100		
	144	5,000	7,100		
	145	5,100	7,200		
	146	5,100			
	147	5,100			
	148	5,100			
	149	5,100			
	150	5,100			
	151	5,100			
	152	5,100			
	153	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附　則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年十一月三十日

三重県人事委員会委員長　飯　田　俊　司
三重県教育委員会委員長　清　水　明

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則　第十二号

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則（平成十八年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七　切替日以降に平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「（前条第二項第七号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同項第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を、「相当する額」の下に「（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「相当する額」の下に「（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年三重県条例第五十五号）の施行の日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において同条例附則第三項第一号に規定する調整対象職員（以下この項及び次条第

１項において「調整対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において調整対象職員である者となることとなるものにあっては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第二号中「第五号」を「第六号」に改め、「相当する額」の下に「(基準日において調整対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、「相当する額」の下に「(基準日において調整対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第四号イ中「相当する額」の下に「(基準日において調整対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額)」を加え、同号ロ中「給料月額」の下に「に相当する額（基準日において調整対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・六六を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・六六を乗じて得た額」に、「（その」を「とし、その」に、「額)」を「額とする。」に改める。

第五条第１項中「、県委員会」を「県委員会」に、「額)」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において調整対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において調整対象職員である者となることとなるものにあっては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・六六を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」に改め、「なるもの」の下に「(第三条第二項第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を、「差額に相当する額」の下に「(給与条例附則第十二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)」を加える。

第六条の次に次の１条を加える。

(雑則)

第七条　この規則に定めるもののほか、平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料の支給に関し必要な事項は、県委員会が人事委員会と協議して定める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月１日から施行する。

発　　行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印　　刷
有限会社第一プリント社

再生紙を使用しています